

「障害者支援施設（生活介護、施設入所支援）リハビリ橋本」利用契約書

第1条（目的）

本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令の理念に則り、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

第2条（期間）

本契約の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

第3条（個別支援計画）

事業者においては、利用者の状況等ならびに課題と意向を常に把握するとともに目標を設定し、利用者への面接とサービス担当者会議を経て、サービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作成します。

この個別支援計画については、事業者が利用者にもその内容を説明し、文書による同意を得たうえで作成するもので、その写しを利用者に交付いたします。

なお、利用者はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

第4条（サービス内容）

事業者は、前条に定める個別支援計画に基づいて、利用者にも次の内容のサービスを提供します。

心身の状況に応じた適切な介護

食事の提供

健康管理

相談及び援助

個別的なリハビリテーション

生産活動の機会の提供

レクリエーション行事

第5条（利用料）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を、食費・光熱水費とあわせて事業者にも支払います。ただし、サービス利用料金のうち介護給付費等から支給される部分については、原則として、事業者が市町村から代理受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 利用者は、事業者が計算して請求した前項の利用者負担額について、当月分を翌月末日までに支払います。

第6条（生産活動と工賃の支払）

- 1 事業者は、第3条に規定する個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して就労に関する適切な訓練・支援等の機会を提供します。
- 2 事業者は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事した利用者に支払います。

第7条（事業者の基本的義務）

- 1 （支援）事業者は、利用者に対し、できる限り居宅に近い環境の中で、個別支援計画に基づくサービスの提供と利用状況の把握を適切に行います。
- 2 （利用者の意思等の尊重）事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、障害福祉サービスを提供します。

第8条（事業者の具体的義務）

- 1 （安全配慮義務等）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するとともに、非常災害対策ならびに衛生管理等に必要な措置を講じます。
- 2 （説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 （秘密保持等）事業者及び従業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。また、秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じます。
- 4 （身体拘束の禁止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除いて、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 （苦情対応）事業者は、第17条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して市町村が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。
- 6 （記録整備保存義務）事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供完了日から5年間保存します。利用者は、事業者の窓口業務時間内（午前9時～午後6時）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

第9条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村及び利用者家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償しま

す。

第 10 条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむをえない事由により施設を閉鎖した場合
- 三 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 四 事業所が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 第 11 条から第 13 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 六 第 2 条の契約期間が満了した場合（但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第 11 条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者が、第 1 項の通知を行わずに事業所から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第 12 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくは従業者が第 8 条第 1 項から 4 項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくは従業者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事実が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

第 13 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払い能力があるにもかかわらず第 5 条に定めるサービス利用料金の支払が、3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

- 二 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 三 利用者が、故意または重大な過失により事業者もしくは従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 四 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合

第14条（利用者の入院に係る取り扱い）

利用者が医療機関に短期入院した場合、利用者が短期入院した日と退院した日を除き、重要事項説明書に定める利用料金を事業者に支払うものとしません。

なお、短期入院期間中に、重要事項説明書に定める支援が行われた場合は、別途の料金を事業者に支払うものとします。

第15条（利用者の外泊に係る取り扱い）

- 1 利用者は、事業者に届け出したうえで、外泊することができるものとします。この場合、利用者は外泊開始日の7日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、第14条と同様に重要事項説明書に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

第16条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第17条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

和歌山県橋本市柱本 22 番地
社会福祉法人ゆたか会
理事長 田 倉 妙 子

利用者住所

氏名

代理人住所

氏名

(本人との関係)